

## ○東温市イメージキャラクターいのとんの利用に関する規程

(平成 25 年 10 月 1 日告示第 116 号)

(目的)

第 1 条 この告示は、東温市イメージキャラクターいのとん（以下「いのとん」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(いのとんに関する権利)

第 2 条 いのとんに関する一切の権利は、東温市（以下「市」という。）に属する。

(利用の申請)

第 3 条 いのとんを利用しようとする者は、新聞、テレビ、雑誌等の報道関係機関が報道目的に利用する場合又は市が主体となって実施するイベント等で利用する場合を除き、あらかじめ市長の許諾を受けなければならない。

2 前項の許諾を受けようとする者は、利用申請書（様式第 1 号）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 会社概要等の申請者の事業内容がわかる資料
- (2) いのとんの利用状況がわかる完成見本等
- (3) その他市長が必要と認める書類

(利用の許諾)

第 4 条 市長は、前条の利用申請があった場合は、その内容を審査し、当該利用が市製品の販売促進又は市の PR に寄与すると認められるときは、利用の許諾（以下「利用許諾」という。）をすることができる。この場合において、市長は必要があると認める場合には、いのとんの利用方法その他について、条件を付することができる。

2 市長は、利用を許諾する場合は利用許諾通知書（様式第 2 号）を、利用を許諾しない場合は利用不許諾通知書（様式第 3 号）を申請者へ送付する。

(利用許諾の制限)

第 5 条 いのとんの利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は許諾しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 市の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に定める営業を行う者が使用する場合及びこれらの者が商品等を販売する場合

- (6) いのとんの利用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (7) いのとんのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (8) 立体物で、その表現がいのとんの立体物と認められない場合
- (9) いのとんの著しい変形その他いのとんの利用が適当でないと認められる場合
- (10) その他市長が別に定める要件に該当しない場合  
(利用料)

第6条 いのとんの利用料については、当分の間、無料とする。

(利用上の遵守事項)

第7条 第4条の規定による利用許諾を受けた者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許諾された利用内容のみに利用をすること。
- (2) 当該利用に係る物件の完成品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真等を提出すること。
- (3) 第4条の許諾を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (4) いのとんを用いた商品等の利用、宣伝又は広告に際して、許諾番号（「©2013 東温市 いのとん#●●●●●」又は「©2013 toon city. inoton#●●●●●」）を、その商品、包装、広告等に必ず明示すること。

(許諾内容の変更等)

第8条 利用者が利用許諾の内容について変更をしようとする場合は、あらかじめ利用許諾内容変更申請書（別記様式第4号）を市長に提出し、市長の許諾を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する変更申請書を受理した場合には、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、これを許諾し、利用変更許諾通知書（様式第5号）を、適当と認めない場合は利用変更不許諾通知書（様式第6号）を申請者へ送付する。

(許諾の取消し等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は利用許諾（前条の規定による利用変更許諾を含む。以下同じ。）を取り消し、利用者に対し、利用物件等の回収等の措置を請求することができる。利用者は、利用許諾が取り消された場合、許諾取消の日から利用することはできないものとする。

- (1) 利用者がこの規定に違反した場合
- (2) 利用者が第4条の利用許諾に付した条件に違反した場合
- (3) 利用申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (4) 第5条各号のいずれかに該当するに至った場合

(5) その他いのとんの利用継続が不相当であると認められた場合

2 市長は、前項の規定による利用許諾の取消しにより利用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

3 市長は、利用者へのいのとんの利用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(利用の非独占性等)

第10条 この規程による利用許諾は、利用者が自己の商標や意匠とするなど、独占していのとんを利用する権利を付与し、かつ、商品、利用者等について市の推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第11条 市は、この規程による利用許諾の申請に要した費用及び利用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第12条 市は、いのとんの利用を許諾したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 利用者は、いのとんを利用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、市に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 利用者は、いのとんの利用に際して故意又は過失により市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

(地位の継承)

第13条 相続人、合併により設立させる法人その他利用者の一般承継人は、当該利用者が有していた利用許諾に基づく地位を承継することができる。

(情報の公開)

第14条 市長は、いのとんの利用許諾の状況等について、広く利用促進を図る観点から、いのとんの利用許諾の状況等について情報を公開することができる。

(事務)

第15条 この規程に関する事務は、東温市産業建設部産業創出課が行う。

(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか、いのとんの利用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年10月1日から適施行する。

様式第1号(第3条関係)

利用申請書(食品以外の販売用)

[別紙参照]

利用申請書（食品の販売用）

[別紙参照]

利用申請書（販売用以外）

[別紙参照]

様式第2号（第4条関係）

利用許諾通知書

[別紙参照]

様式第3号（第4条関係）

利用不許諾通知書

[別紙参照]

様式第4号（第8条関係）

利用許諾内容変更申請書

[別紙参照]

様式第5号（第8条関係）

利用変更許諾通知書

[別紙参照]

様式第6号（第8条関係）

利用変更不許諾通知書

[別紙参照]